

自動車税環境性能割

納める人

県内に主たる定置場（車庫）のある自動車（軽自動車および中古自動車を含む。）の取得者（所有権を留保されているものは買主）です。

納める額

取得したときの価格×税率です。

ただし、無償、交換、代物弁済などによって自動車を取得した場合には、通常取引価格が取得した価格になります。

申告と納税

取得した自動車を運輸支局で登録するときに、申告書を提出するとともに 県の発行する証紙により納めます。

免税点

自動車の取得価格が50万円以下のときは、税金はかかりません。

市町への交付金

県に納められた自動車税環境性能割のうち40.85%に相当する金額が、県内の市町に交付されます。

税率

●乗用車（令和5年4月1日～令和5年12月31日）

区分		税率		
		自家用		営業用
		登録車	軽自動車	
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車		非課税	非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	★★★★かつ令和2年度燃費基準達成			
	令和12年度燃費基準85%達成			
	令和12年度燃費基準75%達成	1%	0.5%	
	令和12年度燃費基準65%達成	2%		1%
令和12年度燃費基準60%達成	3%	2%	2%	
上記以外				

※クリーンディーゼル車に対する経過措置（令和12年度燃費基準60%達成～：非課税）は令和5年12月末まで延長

●乗用車（令和6年1月1日～令和7年3月31日）

区分		税率		
		自家用		営業用
		登録車	軽自動車	
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車		非課税	非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	★★★★かつ令和2年度燃費基準達成			
	令和12年度燃費基準85%達成			
	令和12年度燃費基準80%達成	1%	0.5%	
	令和12年度燃費基準70%達成	2%		1%
令和12年度燃費基準60%達成	3%	2%	2%	
上記以外				

★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車

バス・トラックなど乗用車以外の税率については、ホームページをご覧ください。

福井県 自動車税環境性能割 検索

URL : <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/type/jidoushashutoku.html>

軽自動車税環境性能割（賦課徴収の特例）

軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、県が自動車税環境性能割の例により賦課徴収することとされています。県は賦課徴収した税額を翌々月の末日までに市町に払い込みます。